

東京アクアシンフォニー実行委員会設置要綱（改正案）

（設置目的）

第1条 お台場海浜公園水域において整備される噴水施設「東京アクアシンフォニー」（以下「噴水」という。）について、魅力的な演出により臨海副都心の新たなランドマークとして国内外の多くの人々をひきつけるとともに、更なる賑わいを創出するため、東京アクアシンフォニー実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）要綱、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること
- （2）噴水の演出に関するコンセプトの設定
- （3）噴水のプログラムの作成
- （4）噴水の演出に関するスケジュールの作成
- （5）本事業において作成した成果物等の管理に関すること
- （6）東京都から譲渡または貸与された財産等の管理に関すること
- （7）広報に関すること（東京都の広報媒体を用いるものを除く）
- （8）噴水に関連する賑わい創出の取り組み
- （9）本事業に関連する契約に関すること
- （10）予算の編成及び決算の承認に関すること
- （11）その他設置目的を達成するために必要な事項

（議決事項）

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- （1）事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- （2）予算の編成及び決算の承認に関すること
- （3）賠償問題に関すること
- （4）その他本事業の実施に関する事項

（委員）

第4条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（任期）

第5条 委員及び監事の任期は、実行委員会が解散する日までとする。

2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

- 3 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長・議決等)

第6条 委員長は、東京都港湾局臨海開発部長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて実行委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、実行委員会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 6 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長が不在の場合には、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 8 委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 9 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(監事)

第7条 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて実行委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、実行委員会の収入及び支出の処理が完了した後、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を年度ごとに委員長に報告する。

(事務局の設置)

第8条 実行委員会の事務を処理するため、東京アクアシンフォニー実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局を東京都港湾局臨海開発部に置く。
- 3 事務局長は、東京都港湾局臨海開発部臨海副都心用地販売担当課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、実行委員会の事務を統括する。

(経費)

第 9 条 実行委員会の運営に必要な経費は、東京都の負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(報酬)

第 10 条 実行委員会の委員又は監事で会議に出席したのに対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。
2 事務局員の給与は無給とする。

(解散)

第 11 条 実行委員会は、本事業の目的を達成したとき又は必要性を認めなくなったとき、実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。
2 解散時に、協賛金及びその他の収入について剰余金がある場合は、東京都に帰属させるものとする。
3 解散時に、本事業において作成した成果物等及び都から譲渡された財産等については、都に譲渡するものとする。

(規程等)

第 12 条 実行委員会における事務規程及び財務規程については、別途定めるものとする。

(その他)

第 13 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 2 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 13 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 日から施行する

【別表1】 東京アクアシンフォニー実行委員会委員

就任する役職	所属・職
委員	東京都港湾局 臨海開発部長
	港区産業・地域振興支援部 観光政策担当課長
	一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 統括事務局長
	株式会社東京臨海ホールディングス 事業調整部長
	アーツカウンシル東京 支援デザイン担当プログラム・ディレクター
	公益財団法人東京観光財団 地域振興部長

※第6条1項により、委員長は、東京都港湾局臨海開発部長をもって充てる。

【別表2】 東京アクアシンフォニー実行委員会監事

就任する役職	所属・職
監事	公認会計士
	東京都港湾局総務部 企画計理課長

【別表3】 東京アクアシンフォニー実行委員会事務局

就任する役職	所属・職
事務局長	東京都港湾局臨海開発部 臨海副都心用地販売担当課長
事務局	東京都港湾局臨海開発部課長代理
	東京都港湾局臨海開発部